徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第１７号　令和６年４月２２日発行

目　　次

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
１９９の２	漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認める件	漁業管理調整課

徳島県告示第百九十九号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和六管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和六年四月二十三日から同年六月三十日までとする。

令和六年四月二十二日

徳島県知事　後藤田　正　純